

# 岐阜県公報

第二千三百四十九号  
平成二十四年五月二十九日

(火曜日)

## 目次

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

### 公示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

基本測量の実施

国土調査の指定

開発行為の工事の完了

(治山課) 三五五

(道路維持課) 三六一

(同) 三六一

(商業流通課) 三六一

(用地課) 三六一

(都市政策課) 三六一

(建築指導課) 三六一

## 告示

岐阜県告示第二百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市山口二四八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる)  
ときは翌日

平成二十四年五月二十九日

岐阜県告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

美濃加茂市下米田町信友字羽根ヶ洞五〇八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び美濃加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

美濃加茂市伊深町字崩レ二九三七の二、二九四〇から二九四三まで、二九四四の四

二九四四の五、二九四六、二九四七、二九四八の一、二九四八の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び美濃加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市夏焼字から谷一六〇二の二、一六〇二の二一、金山町東沓部字東方二八九の一、三二〇の一、金山町岩瀬字向平一三五二の一、一三五二の五、一三五二の七、一三五五の一、一三五六の一、一三七七の一、一三七七の五、字水根三一九三、三一九四、三一九五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

養老郡養老町柏尾字表山三二二の八二から三二二の八四まで、三二二の九八から三

二二の一〇〇まで、三二二の一〇三から三二二の一〇七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び養老町役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町大滝字東谷八四一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町大滝字東谷八四一の三四、八四一の五五、八四一の五六

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町大滝新井入会地字西谷一の三三八、一の三三九、一の三四八、一の

二七一、一の二二七六、一の二二七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡川辺町上川辺字滝尾一五五七の三・一五五八の一・一五六五・一五六六・一七八六の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一五五二の一、一五五四、一五五五、一五五六の二から一五五六の三まで、一五五七の一、一五六〇、一五六一、一七八八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町野上字米山寺浦二三三二の一・二三三三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜県知事 古 田 肇

加茂郡八百津町野上字横ヶ洞二二八一の一・二から二二八一の一の一五まで

指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町野上字深山二二八八、二二八九、二二九一

指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜県知事 古 田 肇

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
加茂郡白川町河岐字宮向八二三、八二四、八一六
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
加茂郡東白川村神土字上之段四九五の一、四九五の二
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
可児郡御嵩町御嵩字板良洞二八一八の一、二八一八の二、二八一八の九、二八一八から二八二三まで、二八二四の一、二八二四の二、二八二三、二八三三の一
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
 

可児郡御嵩町中切字水上洞一〇四二の一（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 指定の目的
 

土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、平成二十四年五月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 別後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
一般 国道	二百五十六号	中津川市坂下字上高辺三 一〇三番一―地先から 同 市 同 字 同 三 一〇六番一―地先まで	前	三・八 三・〇	四五・八	
			後	二・五 三・〇		

岐阜県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。  
なお、その関係図面は、平成二十四年五月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）

一般 国道	二百五十 六号	中津川市坂下字西高辺二八一 五番一〇地先から 同 市同 字上高辺二七六 八番一 地先まで	三五〇	平成 二四・五・二九	平成 二五・一〇・六
----------	------------	--	-----	---------------	---------------

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年五月二十九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

カラフルタウン岐阜

岐阜市柳津町丸野三 三 六

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

三 作業期間

平成二十四年五月二十五日から

同 二十五年三月二十九日まで

四 作業地域

県内全域

国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、平成二十四年五月二十九日に次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
郡上市	郡上市高鷲町鷲見の一部	平成二四・五・二九から 平成二五・三・三一まで

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇



<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p>	<p>公共施設の 種類</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>岐阜県指令岐建築第二五号の二三 平成二四・一・三一</p>	<p>羽島市正木町須賀小松二四三番及び二四五番</p>	<p>道路</p>	<p>開発登録簿による</p>	<p>羽島市正木町須賀小松四四四番地一 有限会社 ワールドホーム 取締役 豊 島 栄次郎</p>
<p>同岐建築第二七号の二一 同二四・三・二</p>	<p>羽島郡岐南町薬師寺四丁目三三番</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>羽島市正木町森新田四丁目三番地 株式会社 東海リフォームサービス 代表取締役 清水 忠之</p>
<p>同岐建築第二七号の一〇 同二四・三・九</p>	<p>同 郡同 町上印食七丁目一三七番及び一五六番から一六〇番まで</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市東興町六番地 株式会社 ケイビーエスオート 代表取締役 高橋 健治</p>
<p>同中建築第五一号の七 同二三・一〇・一四 同中建築第六八号の八 同二四・三・三〇</p>	<p>関市迫間字栄二五七九番一三の一部及び二六三九番から二六四六番まで</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>名古屋市中区金山五丁目一四番二号 大有建設株式会社 代表取締役 川 中 喜雄</p>

平成二十四年五月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社